

大名美恵子です

東海村村松 2401-2 電話・fax 284-0761
携帯電話 090-3961-8578
E-mail toukai@oona-mieko.info

6月議会一般質問から **東海第二発電所の火災発生防止の取組について**

村長の厳重注意の中心点である「組織風土」に対する指摘を念頭に報告を読んだが、大きく2つの点で「組織的風土」がもたらしている火災頻発であったと受け止めた。1つは原電の火災に関する「設備の重要度で切り分ける考え方」、2つは、「住民と近接した地域での操業であることへの認識不足」。

大名 報告内容についての村長の所感は？

村長 火災発生防止の取組については、事業者から、協力会社の社員に対してもインタビューを実施した上で、発電所のみならず、本店や地域共生部、東海総合研修センターも交えた多角的な検討を行ったとの報告を受けており、防火方針の改正や、公表基準の具体化・明確化により、火災防止に係る意識向上・緊張感の維持を図ることが示されたので、協力会社を含め、一体的に取り組みられるものと考えているし、しっかりと運用されることを期待している。



大名 今後村としては、村民の安心・安全確保のため、報告が機能しているか、明らかな改善が認められるかの確認をしていくことが重要だが、今後の対応についてどう考えるか。

村長 この取組については、先月21日に私自身の目で現地確認を行ったが、事業者が検討した対策を協力会社も含めてきちんと浸透させることが重要なので、火災防止対策の徹底やその取組の継続を求めた。村としては、今後も、立入調査などを通じて事業者の対応状況など、適宜、確認してまいりたい。

大名 今回示された「防火方針の改正」や、「公表基準の具体化・明確化」などについて、村として今後、取り組みの進捗を判断するためには、従来との違いをどのように理解されたのか。

村長 まず、今回、日本原電から報告を受けた取組は、今後の対応を示したものであり、「防火方針の改正」や「公表基準の見直し」については、事業者の防災委員会で審議を行いながら進めることとされており、現時点では変更されていないことを現地確認の際に聞き取っている。これらの取組を通じて協力会社社員も含めた意識改革を図り、火災のリスクを低減させようとしている点は、前向きなものであり、理解できる。

大名 組織風土の改善に必要なのは、「全社一体感をもって何をするのか」を明らかにすること。原電が社内分析をした中から **1つは**、「一般目線への感度が低く、防火意識をより一層高くする必要性に気づけなかった。消費者とのつながりが薄く一般目線への感度が低いという点は、改善意識が働かない背後要因になっている」という分析への評価。**2つは**、「保全重要度の低い設備に対するリソース不足を前提とした思考停止を背景として、発電所における火災撲滅に向けた取り組みが全社大で進められていなかった」という分析への評価。

村長 原子力事業所における火災は、社会的影響が大きいため、これまで原子力事業者に対して、安全文化の醸成とその意識徹底、現場力の強化などを求めてきたところだが、そのことが事業者・協力会社ともに全体に浸透していなかったことは残念である。今回の報告では、事業活動に注力するあまり、自分たちの足元に

ばかり目線が行ってしまったとの反省から、発電所だけでなく、本社や東海事業本部が関わり、地域目線の共有を図ることとしているので、この一体的な取組が事業者の電気火災を含む防火意識を高めるとともに、住民目線への理解を深めるものであると評価をしている。今後は、速やかに「防火方針の改正」や「公表基準の見直し」を行い、それに基づいて取組の実効性を高めていただきたい。

大名 東海第二原発は 1978 年 11 月運転開始で、既に 45 年を経過、施設全体的に老朽化状況にあると言わざるを得ない。今年2月2日に確認された原子炉建屋2階北西側天井部電線管付近の火災は、1989 年以前の作業ミスに関わるもの。この件に関する安全協定第 17 条に基づく村への報告は、まだ第1報のみの中で、今回の「火災防止の取り組み報告」書が出された。45 年以上も経過した原子力発電所の施設全般を見た場合、こうした火災のほかにも危険に繋がる箇所がいくつもあるのではないかと思うのは、普通、一般の感覚だと思う。定期検査があると言っても先ほどの電線管付近の検査などは行なわない。どうしても施設全面的な点検が必要と思うがどう考えるか。また今回の報告で、この電線管付近の火災への今後の対応はどのように導き出されていると受け止めるか。

部長 電線管付近の火災については、過去の作業に起因するものであり、火災防止については、住民目線での取組が展開されるものと考えているので、点検の要否やその範囲については事業者が自ら改正する防火方針などにに基づき判断されるものとする。従って、本件火災に係る今後の対応についても、5 月 1 日報告の「火災発生防止の取組」を踏まえた上で安全協定に基づく「事故・故障等発生報告書」が提出されると認識していることから、その内容をしっかりと確認してまいりたい。

大名 安全協定に係る第2報の確認は勿論だが、施設全般の総点検をぜひ求めるべきです。



東海第二原発航空写真 2021年(赤旗)